（事前説明第10号について事務局より説明）

（質疑等の要旨）

委　員　：　例えば武庫之荘7丁目7の一団で、既指定が1499㎡あり、今回新規に171㎡を加えて一団として生産緑地に指定するわけだが、例えば仮に既指定分が指定解除されると、追加指定分の箇所だけでは300㎡に満たず、道連れで解除されるということになる。農家にとっては不利な状況になるので、そのような場合は南側の別の既指定区域と一団の区域にするなど柔軟に指定することは可能か。

事務局　：　質問のケースであれば、挟まれている道路の幅員も１２ｍ以下なので、一団とみなすことは可能である。

委　員　：　一団の区域というのは、指定条件を満たしていれば、ある程度流動的に運用してもらえるということか。

事務局　：　そのように考えている。

委　員　：　生産緑地のことを知らなかった土地所有者がいたと聞いたが、市は生産緑地の制度についてどのように周知しているのか。

事務局　：　毎年4月、8月の農会長会と、事業によってはその都度、説明会等を開催して周知に努めているところであるが、今後も十分、対応していきたい。

委　員　：　生産緑地については2022年問題といって、当初の平成4年に指定した84.2ヘクタールの農地について、指定の期限が来るが、そのあたりはどのように対処するのか。また、特定生産緑地に移行される農地はどれくらいあるのか。

事務局　：　昨年度、農家に特定生産緑地の指定について意向調査を行った結果、面積ベースで約9割の農地が令和4年以降も特定生産緑地として継続したいという意向であった。また、特定生産緑地に移行しないという回答が約４％、検討中が約６％であった。来年の4月の特定生産緑地の指定・公示に先立ち、現在農家から同意書を提出してもらっているところで、300通ほど送ったうち、224通、約75％の回答をもらっている。

委　員　：　今回の生産緑地の変更が尼崎の西側に偏っているのは、たまたまなのか、別の要因があるのか。

事務局　：　生産緑地の追加指定について、すべての農会長に4月の農会長会でお知らせをしており、今回はたまたま、市の西側の武庫地区が多かった。

委　員　：　これだけ農地が減少しているので、継続してもらえたらありがたいと思っているが、そういったアプローチは何かしているのか。あとプラスアルファーで増やしていくのは難しいと思うが、何か取組みをしているか。

事務局　：　まず検討中の方が約６％いるので、意向を踏まえて、できるだけ残してもらえるよう、説明に努める。また、農地を増やすということについては、これまでは生産緑地を貸すことはできなかったが、数年前にできるようになった。市役所や JA

も窓口になり、マッチングに努めている。現在のところ７件ほどが実現しており、そうした新たな担い手を確保できるよう努めていきたい。

委　員　：　生産緑地を貸すという話があったが、今回のように追加で生産緑地が指定される可能性はあるのか。

事務局　：　今回の分については、今まで宅地化農地であったものが、今後も長期に営農するということで生産緑地として指定するものである。今後新たに出る農地も含めてマッチングに努めたい。